

総行市第121号
平成22年4月1日

各都道府県知事 殿

総務副大臣 渡辺 周

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について
(通知)

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第10号。以下「改正法」という。)、市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成22年政令第71号。以下「改正令」という。)及び市町村の合併の特例等に関する法律施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第36号。以下「改正規則」という。)は、平成22年3月31日にそれぞれ公布され、これらは平成22年4月1日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の御配慮をお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知をお願いいたします。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 題名に関する事項

- 1 第5に伴い、法律の題名が「市町村の合併の特例に関する法律」(平成16年法律第59号。以下「法」という。)に改められたこと。(法題名関係)
- 2 1に伴い、施行令の題名が「市町村の合併の特例に関する法律施行令」(平成17年政令第55号。以下「令」という。)に改められたこと。(令題名関係)
- 3 1に伴い、施行規則の題名が「市町村の合併の特例に関する法律施行規則」(平成17年総務省令第43号。以下「規則」という。)に改められたこと。(規則題名関係)

第2 目的に関する事項

改正内容に対応し、法の目的の「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模

の適正化」が「自主的な市町村の合併の円滑化」に改められたこと。(法第1条関係)

第3 市となるべき要件の特例に関する事項

- 1 合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口3万以上を有することとする特例が廃止されたこと。(法旧第7条第1項関係)
- 2 市の区域の全部を含む新設合併については、地方自治法に規定されている市となるべき要件のいずれかを備えていない場合であっても、市となるべき要件を備えているものとみなす特例が存置されたこと。(法第7条関係)

第4 地方交付税の額の算定の特例に関する事項

- 1 地方交付税の額を算定する場合には、合併市町村については、市町村の合併に伴い臨時に増加する経費の需要を基礎として、基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする特例が廃止されたこと。(法旧第17条第1項関係)
- 2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度については、合併関係市町村が当該年度の4月1日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後5年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とするものとされたこと。(法第17条関係)

第5 市町村の合併の推進に関する構想等に関する事項

- 1 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする規定が廃止されたこと。(法旧第58条関係)
- 2 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとする規定が廃止されたこと。(法旧第59条関係)
- 3 都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする規定が廃止されたこと。(法旧第60条関係)

なお、改正法の施行後も、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として独自に市町村の合併に関する審議会等を置くことは差し支えないこと。

- 4 次に掲げる合併協議会設置の勧告等に関する規定が廃止されたこと。
 - (1) 都道府県知事は、地方自治法の規定により、構想対象市町村に対し、合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならないものとし、勧告したときは、その旨を公表しなければならないものとする規定(法旧第61条第1項及び第2項関係)
 - (2) (1)により勧告を受けた構想対象市町村の長は、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づく合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならないものとする規定(法旧第61条第3項関係)
 - (3) (2)により付議された合併協議会設置協議について議会が可決しない市町村の長は、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付す

- るよう請求することができ、請求を行った旨の公表がなかったときは、選挙権を有する者は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、当該選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとする規定(法旧第61条第7項及び第11項関係)
- 5 構想対象市町村が合併協議会を置いているときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めることができるものとする規定が廃止されたこと。(法旧第62条関係)
 - 6 構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、当該合併協議会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行わせることができるものとする規定が廃止されたこと。(法旧第63条関係)
 - 7 都道府県知事は、構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、当該合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする規定が廃止されたこと。(法旧第64条関係)

第6 国、都道府県等の協力等に関する事項

- 1 国は、都道府県及び市町村に対し、これらの求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされたこと。(法第58条第1項関係)
- 2 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされたこと。(法第58条第4項関係)

第7 有効期限等に関する事項

- 1 法の有効期限が平成32年3月31日まで延長されたこと。(法附則第2条関係)
- 2 下記の法律について、第1、第5及び1に伴う規定の整理がされていること。
 - 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(改正法附則第8条関係)
 - 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)(改正法附則第9条関係)
 - 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)(改正法附則第10条関係)

第8 令及び規則等に関する事項

- 1 令及び規則について、第1及び第5に伴う規定の整理がされていること。(改正令第1条及び改正規則第1条関係)
- 2 下記の政令について、第1、第5及び第7の1に伴う規定の整理がされていること。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(改正令第2条関係)
 - 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)(改正令第3条関係)

係)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和33年政令第202号)(改正令第4条関係)

消費税法施行令(昭和63年政令第360号)(改正令第5条関係)

- 3 下記の府省令について、第1及び第5に伴う規定の整理がされていること。

公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)(公職選挙法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第41号)関係)

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令(平成13年総務省令第109号)(地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第30号)第1条関係)

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)(改正規則第2条関係)

地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令(平成19年総務省・財務省令第2号)(地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省・財務省令第2号)関係)

第9 その他の事項

- 1 平成22年3月16日の衆議院総務委員会における附帯決議において、「今回の改正により、法の目的が、市町村の合併の推進から自主的な市町村の合併の円滑化に改められたことを踏まえ、関係制度の適正な運用に努めること」とされ、同月25日の参議院総務委員会における附帯決議において、「法の目的が市町村の合併の推進から自主的な市町村の合併の円滑化に改められたことを踏まえ、関係制度の適正な運用に努めるとともに、自主的な合併を選択する市町村に対して必要な支援を行うこと」とされたこと。
- 2 平成22年3月30日の閣議において、平成13年3月27日の閣議決定により設置された市町村合併支援本部は平成22年3月31日をもって廃止することとされたが、同本部が決定した市町村合併支援プラン及び新市町村合併支援プランの下で合併した市町村は引き続き両プランの適用を受けるものであること。
また、同閣議において、総務大臣より関係各大臣に対し、今後とも自主的に合併を選択する市町村に対して合併の円滑化のため配慮を依頼しているため、必要に応じて総務省又は関係各府省に相談されたいこと。
- 3 平成22年4月以降の合併に係る財政措置の一覧については、別途事務連絡を予定していること。
- 4 上記の事項を除き、特例措置の内容等には、変更のないものであり、これらについては、「市町村の合併の特例等に関する法律等の施行について」(平成17年4月1日付け総行市第280号各都道府県知事あて総務事務次官通知)によって既に通知したところによられたいこと。